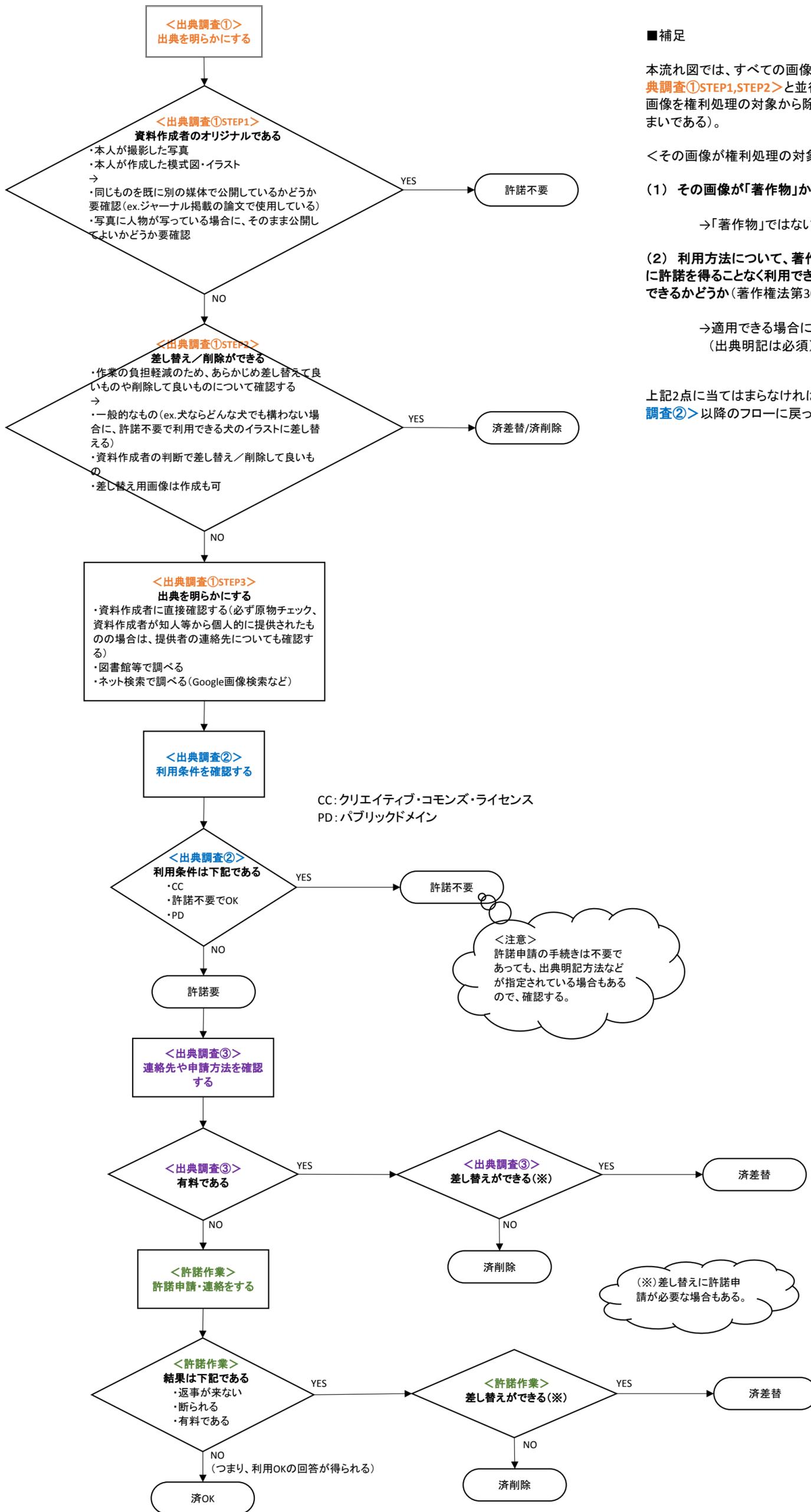


著作権等権利処理作業－4. 出典調査～許諾作業の流れ図



■補足

本流れ図では、すべての画像を権利処理の対象としているが、<出典調査①STEP1,STEP2>と並行して、下記の2点について検討し、一部画像を権利処理の対象から除く方法もある(ただし、判断基準はあいまいである)。

<その画像が権利処理の対象か否かの判断基準>

(1) その画像が「著作物」かどうか(著作権法第2条第1項第1号)

→「著作物」ではない場合、そのまま利用OK

(2) 利用方法について、著作権法上の「権利制限」(=著作権者等に許諾を得ることなく利用できる定められている)を適用することができるかどうか(著作権法第30条～第47条の8)

→適用できる場合には、許諾不要で利用OK
(出典明記は必須)

上記2点に当てはまらなければ、<出典調査①STEP3>または<出典調査②>以降のフローに戻って作業を進める。

CC: クリエイティブ・コモンズ・ライセンス
PD: パブリックドメイン

<注意>
許諾申請の手続きは不要であっても、出典明記方法などが指定されている場合もあるので、確認する。

(※)差し替えに許諾申請が必要な場合もある。